

公益財団法人



## すみりんニュース No.15

■編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
 ■編集発行人 理事長 友永健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21

TEL 06-6674-3732 FAX 06-6674-7201

<http://www.suminrin-shi.or.jp/>

## この号の内容

- 1 住吉地区連続講座『初期水平社の思想と運動に学ぶ』(1)～(13)

全国水平社90年の歴史に学ぶ  
 住吉地区連続講座7月例会

「初期水平社の思想と運動に学ぶ」

講師：朝治 武さん（大阪人権博物館）

- 2 公益財団法人住吉隣保事業推進協会の動き(13)～

去る6月24日（日）、午後1時から3時まで、市民交流センターすみよし北において、「全国水平社90年の歴史に学ぶ」住吉地区連続講座6月例会が開催されました。テーマは「初期水平社の思想と運動に学ぶ」で、講師は大阪人権博物館（リバティおおさか）学芸員の朝治武さんでした。例会は、部落解放同盟大阪府連住吉支部の村田望さんの司会で始められ、リバティおおさかに対する補助金打ち切りに関する要請があった後、水平社の2、3回大会の詳細な記録等を元に、初期水平社の考え方、運動の様子が具体的に報告されました。報告の後、若干の質疑応答がありました。当日の参加者は、12名でした。

以下は、当日の例会の内容を事務局の責任でまとめたものです。

友永) 今年は全国水平社ができて90年。歴史から学ぼうという趣旨で、今日は、水平社の闘いということで、現在、水平社の研究者のなかでは、今日、報告していただく朝治さんが第一人者と言っても言い過ぎではないと思います。いま、この時点で、われわれが今後の部落問題の解決を考えると役に立つだろうというところに焦点を絞ってお話をいただけるとと思います。

初期水平社の思想と運動に学ぶ

大阪人権博物館

朝治 武

私は「リバティおおさか」に勤めていますが、新聞紙上等でご存知のように、橋下市長、松井知事の方針

によって、大変な事態になっています。当初は、7月いっぱい補助金はすべて打ち切るという方向が出ていましたが、6月2日の市長の公開ヒヤリングで、大阪市は8月以降の補助金を20.5%削減して出す、大阪府もおそらく20.5%削減になると思いますが、これはあくまでも今年度中の補助金ということで、来年4月からは補助金打ち切る、まだ決定したわけではありませんが、厳しい状況におかれています。

総予算のうち、85%が補助金で運営されてきましたから、その85%を稼がないと、来年4月から運営できないこととなります。経費の縮減はもちろんやっていますが、みなさんのご支援、ご協力をいただくことになると思います。いま考えているのは、スポンサー制度とかサポーター制度をつくって、全国的に呼びかけていこうということです。スポンサー制度というのは団体から安定的に毎年いただける寄付金制度

で、サポーター制度は、個人で寄付によって運営を手伝ってやろうという人を募るということです。

6月30日には「リバティの灯を消すな市民の会」の発起人会をおこない、7月21日には正式に設立総会を開いて、リバティを支えていただく、これは団体・個人を問わず広く、ということで、解放同盟大阪府連と浪速支部が中心になって動いていただいています。リバティは引き続き補助金は求めています、自立という言葉は使いたくないので、自主運営という言葉を使っていますが、危機の時代だからこそ発想の転換を図って、生き延びることを考えていますので、みなさん、ご協力のほど、よろしくお願いします。

### ●はじめに

本題に入りますが、今日は「初期水平社の思想と運動に学ぶ」ということで、当時の雰囲気、状況をリアルに受け取ってもらったほうがいいのではないかという考え方、できるかぎり関係する資料をみなさんといっしょに読んで、勉強していきたいと思っています。

1922年3月に水平社ができてから1925年5月に第4回大会が開かれますが、ほぼその3年間ぐらいを初期水平社と呼んでいます。初期水平社もしくは水平運動が何を考えて、部落解放運動、当時で言えば水平運動を立ち上げて、どういう運動をしたかということを中心に見ていきます。現代の部落解放運動が全国水平社の運動を継承しているということなので、運動の原点を探る意味でも、今日の部落解放運動の展望を考える際にも、初期水平社の歴史に学ぶというのは重要なことだと思っています。(なお、話しの中で人物名が出て来ますが、敬称は省略しますことをご了承下さい。)

### ●創立大会の「綱領」「則」「決議」

1922年3月3日に、京都の岡崎公園にある京都市公会堂、通称岡崎公会堂で開かれた創立大会で「綱領」「宣言」「決議」等が印刷された両面刷りの印刷物が出されました。そのコピーをお配りしています。

「綱領」というのは、その社会運動団体の最も基本的な原則、目標を示したものです。

第1項、「一、特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」。これは融和運動、改善運動への批判をこめて、他者によって解放を求めるのではなく、部落民自らの立ち上がりによって部落解放を実現するという自主解放の精神です。これが最も基本的な考え方の一つです。

第2項、「一、吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す」。今日ではかなり解決してきたとはいえ、職業や経済、生活の問題が、差別とともに重要で、水平社にとっても、経済の自由と職業の自由、これを社会に要求するところに意味があるわけです。これを社会的に解決するという方向を示しています。

第3項、「一、吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す」。「宣言」にも「人間」という言葉が10回出てきますが、「人間性の原理」「人類最高の完成」というのは、部落民自身だけではなく、すべての人に人間性を取り戻す運動、これが国内の被差別諸階層との連帯にもつながるし、国際連帯にもつながる重要な項目です。

裏面には「則」があります。これは今日でいう社会運動団体の「規約」になります。現在の部落解放同盟でも、最も大事なものは「綱領」と「規約」です。この「則」はそれほど厳密につくられたものではなく、組織の簡単な取り決めというものです。7項目ありますが、第6に「各地方水平社は全国水平社綱領に依り自由の行動を取ること」とあります。各地で水平社をつくる場合、絶対守るべきものは綱領である、ということをごここで明記しています。別の資料では「綱領」と「宣言」と書いていて、「宣言」も入っている場合があります。だから、「綱領」と「宣言」が水平社の理念、考え方の基本になっているわけです。

「決議」は3項目あります。現在でも大会の最後にいろいろな決議をしますが、これは、運動方針に近いものだと思えます。第1項が「吾々に対し穢多及び特殊部落民等の言行によって侮辱の意志を表示したる時は徹底的糾弾を為す」というものです。(原文は漢字カタカナ混じりですが、読みやすくするため漢字ひらかな混じりにしています。以下の資料もカタカナのものはひらかなに直したり、適宜、句読点を加えたりしています。)

これは、「穢多」や「特殊部落民」という言葉を使っただけでは差別ではないが、そこに「侮辱の意志」があった場合は糾弾する、という考え方です。水平社の「糾弾」の初出はこの決議ですが、「糾弾」という言葉をどこから引っ張ってきたのか、いろいろな説があります。阪本清一郎が考えたとか、東京から平野小劔が持ってきた考え方ではないか、とか。糾弾という言葉は、国語辞典を調べると、当時も使われている言葉です。抗議、糾弾、弾劾という言葉がありますが、糾弾というのは、社会的に罪悪を為すことを抗議の意味で使われていた。そこに「徹底的」という言葉をつけているわけです。

決議の第2項は「全国水平社京都本部に於て我等団結の統一を図る為め月刊雑誌『水平』を発行す」。『水平』は1922年7月に発行、2号が11月に発行されて終わり、そのあとは1924年から発行された『水平新聞』に引き継がれます。

第3項は「部落民の絶対多数を門信徒とする東西両本願寺が此際我々の運動に対して抱蔵する赤裸々なる意見を聴取し其の回答により機宜の行動をとること」。部落の多くは浄土真宗ですが、特に部落は信仰心が篤い。差別を受けているがゆえに、あの世の解放のために強く信心するということがあったようです。この世での解放を求めず、あの世の解放を求める、しかも、信仰心を利用して、寺や本願寺教団は募財として、いろんな形で寄付金を強要する。ただでさえ部落の生活は疲弊しているのに、よけいに厳しくなるということで、水平社は運動を起こすわけですが、この「決議」は、本願寺の意見を聞いて、その回答によって行動を起こすとしています。ここには不信感があって、いい回答は期待できないだろうから、抗議行動をするという意味です。両本願寺に対する不信感の表れといえます。

運動方針としてはこの3点です。創立大会のときは、運動方針は具体的に決められていない。この3項目だけです。ある種、創立大会というのは、セレモニ一的な意味があったけれども、糾弾と、雑誌を発行すること、両本願寺への闘いを宣言する、これがポイントでした。

## ●第2回大会の「経過報告」

それでは、水平社が創立されて1年間は、どういう運動をやっていたのか。各地で水平社はまたたく間に広がります。府県水平社がかなりできて、各地方水平社ができる。1922年から23年にかけて、多くの水平社が地域まで広がっていくわけです。地方の水平社はほぼ糾弾をやっていたようです。2回大会で、1年間、運動をしたけれども、具体的にどういう問題があるのか、ということで、新たな方向を求めるために第2回大会が開かれるわけです。実質的な水平社の運動の議論が始まったのが2回大会です。

『全国水平社第二回大会状況報告』という資料があります。これは京都府警察部がまとめて京都府知事の池松時和が、総理大臣の加藤友三郎をはじめ内務大臣の水野錬太郎や陸軍大臣、海軍大臣、各府県長官（知事）、京都憲兵隊長、京都地方裁判所検事正などに提出した報告書で、水平社の動向を把握して、取り締まりの参考のために報告されたものです。第2回大会の資料としては、現在のところ、一番正確な資料です。

この「経過報告」というところを見れば、水平社が1年間、どういう運動をしたか、ということがわかるわけです。阪本清一郎が経過報告をしています。

まず、「昨年三月三日、吾等部落民が始めて此の社会に対して解放の烽火を挙げた、最も意義ある記念すべき日であります」と、創立大会が記念すべき大会だったと述べ、「過去一ヶ年間に於ける経過は雑誌『水平』に其都度掲載し置きました。尚此の機会に於て簡単に報告致します。大正十一年三月三日第一回大会後間もなく、翌四月十一日、京都水平社創立大会を初めとし、奈良、大阪、愛知、三重、群馬、埼玉、岐阜、和歌山、四国、九州、山陰の一部に亘り、約三百二十箇村に於て、吾々同志は水平運動の宣伝を致しました」とあります。当時は、宣伝演説会がそのまま大会に移行することが多いのですが、このような広がりをみせています。

「此の事に関しては各新聞雑誌に種々批判と誤解を掲載しましたが、吾々は魂を投げ出して奮励努力を続けて来たのであります。然るに頑迷なる社会民衆の吾々部落民に対する差別観念は依然として消散せざることは、彼の純真神の如き心の持主なる小学児童に対する一部智識階級の差別的言動に徴しても推知し得らるる所であつて、各地に於て発生せし所謂水平争議は小学児童に関するも五十六件に上り居るを見ても明かであります。」ここで「水平争議」というのは糾弾闘争のことです。差別事件は学校と軍隊が多い。当時は「エタ」とか「ヨツ」という言葉を平気で言うような社会でしたが、特に小学校では、部落の子どもに「エタ」や「ヨツ」という言葉が浴びせられる。軍隊は、20歳で徴兵検査を受けて軍隊に入りますが、差別が厳しかった。部落と部落外が生活を共にする場所が、一番差別がきついわけで、小学校や軍隊が差別がきつかったわけですね。

「其他差別争議を惹起し之に対し糾弾を為したる数は非常に多く、新聞紙上に謝罪広告を掲載せしめたるものみにても二百六十件に上りました。」260件の謝罪広告が新聞に掲載されたということです。水平社は糾弾をすると謝罪させる。差別は罪であるという考え方です。反省の意志を表すには謝罪状を書いたり、社会的立場のある人は新聞広告の掲載を求められる。新聞広告は当然、広告料がいるわけですが、差別をした者にはそういう経済的負担もあるということで、一定の効果があったわけですね。

「また吾々が本運動の為、刑に触れたるもの四件を出しました」とありますが、糾弾のときに、相手が居直ったりすると激昂して暴力を振るったりすることがあります。糾弾をやると脅迫罪とか暴行罪、大勢で押し掛けた場合は騒擾罪、糾弾が刑法に触れる場合、こ

の3つが多いのですが、まだ1年目ですから4件となっています。1923年、24年はもっと多いです。

「吾々が差別待遇を糾弾するの行為に対し、斯くも世人の無理解や誤りたる批判の下に刑罰を受くると云ふことは、吾々が如何に社会より蔑視せられ居るかを察知することが出来ます」としています。刑を受けるということは部落に対する無理解、誤解、蔑視の結果である、われわれは悪くない、という考え方です。暴力は別として当然のことですが。

「故に今明日の第二回大会に対しては協力一致し、事を審議し、益々団結を強固にし、以て初志の貫徹に一層の努力あらむことを望みます」という経過報告をしています。

つづいて、清原一隆（西光万吉）が会計報告をしています。1922年3月から23年2月まで、収入が8895円、支出が8830円、65円の黒字です。現在なら同盟費やカンパで運動が担われていますが、当時は借入金が多く、4500円も借り入れています。各地水平社からの見舞金が450円、雑誌の売り上げが1213円、宣伝先よりのカンパが2732円となっています。



全国水平社第2回大会（1923年3月）に集まる人々。  
会場の京都岡崎公会堂には、できあがったばかりの荊冠旗が掲げられている。（提供：水平社博物館）

### ●第2回大会の議案審議＝糾弾をめぐって

当時、大会はどのようにされたのか、というと、第2回大会は、1日目が協議会で各水平社から上がってきた議案を審議する、2日目はセレモニー的で、綱領や決議を採択して、演説会をする。創立大会でも、昼1時から始まって夕方に終わっているのですが、宣言や綱領の採択などは1時間ほどで、5時間ぐらひは演説会をしています。この演説会に意味があるわけです。当

時は識字率も低いということがありますが、演説を聞きながら学習をするわけです。演説会というのは学習会のようなものです。

会計報告の次は議案審議です。「各地水平社より提出に係る議案六十二件、及び緊急動議として追加せし議案三件」、これを一つずつ審議していきます。水平社は2回大会、3回大会は統一した方針が中央から示して議論するのではなく、全国各地の水平社が、運動的に大事だと思うことを議案として提出して、みんなで審議する、ある種、直接民主主義的で、現在の解放運動とは違う面があります。現在の解放運動は中央から示されて分散会で各地の報告をしながら議論していますが、当時の水平社は分科会のほうを重視していたやり方です。

具体的にどういう議案が出されたのか。これをみると、各地の水平社が何を重要な課題だと考えていたかということがよくわかります。4回大会以降の水平社より、2回大会、3回大会のほうが、地域の具体的な課題が見えるのでおもしろい。

第1項目からずっと糾弾のやり方に関する審議です。創立大会の決議で「徹底的糾弾を為す」とありますが、糾弾とは何かということが定義されていません。だから、1年間、思い思いの糾弾をやっている。でも、糾弾の方法を統一しようという議論が2回大会から始まります。

「1 小学校に於ける差別に関する件」「2 人間は尊敬すべきことを小学校に徹底さすの件」という議案の提案理由には「元来小児は神の如く神聖にして、且つ純白なるものである。教育に当る者が常に吾等同族の子弟を穢多非人と排斥する為、普通民の児童は不知不識（知らず識らず）擯斥心を生ずるのであるから、各水平社員に於て、其地小学校を訪問し差別撤廃を徹底的に警告せんとす」としています。差別心が起らないように、学校できちんと教育をしろと、各水平社が学校に行って求める、ということで、これは可決されています。

これに関連して、「48 全国少年少女水平社設立の件」の提案理由には「部落児童の教育は常に悪魔に依りて教育を受けて居る。而して此の悪魔より吾等同族は圧迫を受けて居るのである。此の屈辱より脱する為め、少年少女を結束して本団体を作り、以て小供は小供同志、悪魔の教育家其の他ブルジョアの子供等に対し、徹底的糾弾を期せんとするのである」としています。学校での差別は自主解放の精神から言えば、子ども自身が団結して水平社をつくって糾弾をする、ということでした。

差別事件が横行するのは学校と軍隊ですが、「3 軍隊に於ける差別に関する件」「4 軍隊内差別に就

て陸海軍大臣に反省を促すの件」も可決され、抗議書がつくられます。可決されるだろうということで、事前につくっていたと思われませんが、木村京太郎と高橋貞樹が抗議書の起草委員になっています。木村は奈良の小林水平社、高橋は1923年11月に結成される水平社青年同盟の理論的指導者で『特殊部落一千年史』を書いた人です。木村も青年同盟の中心メンバーです。この二人が中心になって抗議書を作成しました。「曾て穢多の称は廃せられたるに拘はらず、海陸軍隊に於て、我等特殊部落民に対する虐殺的差別は今存在している。其結果は我等同胞の胸裡に悲しむべき暗影を投げさせて居る。之れ陸海軍当局の取締りの宜しきを得ざるに依るものと認め、我が水平社は此差別的待遇に対して極力抗議し、一切軍隊に訓示を与へられん事を要求す」という抗議書で、満場一致で可決されています。2回大会が終わってから、3月中旬に、委員長の南梅吉と栗須七郎、平野小劔が東京に行って、陸軍大臣・海軍大臣に会って、この抗議書を手渡しています。このときには総理大臣や内務大臣にも会っています。

「43 平和思想を普及宣伝するの件」も九州水平社から提案されますが、「本案は直接水平社に関係なしとて、議長に於て保留を宣言し握潰（にぎりつぶし）と為す」とあります。議長は南梅吉ですが、南はよくこういうことをやります。水平社に関係がないとか、共産主義的だとか、政治的なものとなると議長権限で握りつぶしたりします。もともと南は保守的な人で、部落改善運動から出発して全国水平社の委員長になりましたが、彼の考え方がよく出ています。

### ●差別糾弾とその解決をめぐる

次に、「6 侮辱処罰の特別刑法設定を建議するの件」です。糾弾というのは、相手が謝罪しない場合や居直る場合もあって、一定限界があります。その場合にどうするかということです。提案理由は「現今、諸方に頻々として差別争議の起る事を最も遺憾とするものであるが、之れは一般民の差別観念が根本原因である故に、之が撃退一掃の方法として法律に依りて取締りを為し、自然に自覚せしむる外ない。依て政府当局に対し、差別撤廃に関する特別刑法の制定を要求せんとす」というものですが、反対意見が出ています。

「実現不可能なり。仮に実現を見るとするも、之によりて根本的に差別撤廃の効を奏するとは認めない。法律よりも、矢張或る程度迄吾々の直接行動によるが有効と認むる」という、直接行動が必要で、法律はあまり意味がないという意見です。また、「現在の役人の頭では、法律が出来ても駄目と思ふ」という意見が出て、この提案は否決されています。あくまでも糾弾を原則にするということです。

以上と関連してか、「7 侮辱処罰の特別刑法設定を上奏の件」も、「6 侮辱処罰の特別刑法設定を建議するの件」が否決されたので、提出者が撤回しています。

「9 侮辱的言辞を以てせざる差別待遇に対する方法の件」は、言葉ではない差別をどうするか、ということですが、指4本を出したり、身振りで示した場合ですが、提案理由では「昨年の大会に於て普通民の侮蔑に対する糾弾方法を決議して以来、一般人も多少自覚した様に思ふが、尚遺憾とする事は言語の上でなく暗号・符牒・形容等に依りて侮蔑を為す事である。斯うした事は、折角解放の途に向つて居る吾等同族をば黷（なぶ）り殺すにすると同様である。故に此場合に於ける吾々の執るべき方法を決定したい」としていません。討議では、「文書・言語等によるものと同様、従来手段により糾弾すべし」という意見が多数で、可決されています。

「10 一般民間に於て穢多等の言葉を弄したるを見聞したる場合の態度に関する件」の提案理由は「新聞紙に謝罪広告を為さしめることに一定したしと思ふ」ということで、糾弾した場合、何によって解決と認めるのかということですが、この提案は新聞広告を出すことが解決だという考え方です。しかし、「新聞紙と限定せず、従来通り直接行動に依るを可とす」という反対意見が出ます。直接行動というのは、広い意味で暴力も意味しています。狭い意味では相手に直接抗議をして、謝罪を求めるという意味ですが、それで議論になります。

またこれに対して、「直接行動のみに依り解決を為すは不可なり。成るべく穩健なる方法に依る方法、仮（たと）へば言論を以て糾弾するが如き方、妥当なりと思う」という意見が出る。言論で相手に謝罪させようという意見です。ところが、「直接行動を可とする声多数起り、喧噪を極む」とあり、やはり差別されている心情からすると、差別をした相手に対する直接行動、ときには制裁のための暴力も必要だという声が多数上がったということです。そこで議長が「直接行動なる言辞に対する説明」を求めたのに対して、提案者が「直接行動とは直接に暴力を振ふことのみを意味するにあらず、言論に依る行動をも含むものなり」と説明したので、「依て議長は直接行動とは暴力を指すにあらず、部落民自身に於て言語又は弁論により解決するものと解し、本手段の可否を問ふ」たところ、この提案は可決されました。直接行動には言語、弁論という行動も含むと広く解釈したわけですが、ということ、現実的には、水平社の糾弾は、初期の頃は暴力がかなりあったということです。だから刑事事件に問われたのが4件あったわけですが、それでは、糾弾がかえ

って溝を深めることになるので、言論によるもの、という理解でこの提案を通すわけです。

「11 差別事件の法律的保証あるまで、直接行動に訴ふるの件」も可決されていますが、提案理由の説明は「低声により朗読せし為不明」、声が小さかったため聞こえなかったとしています。

「12 本籍を離れたる者の差別事件に関する件」は、提案理由として「本籍地を離れ、普通民間に雑居せる者が差別待遇を受ける場合は、本籍地の水平社より応援糾弾を為すことにしたし」としていて、どこに住んでいても部落民が差別された場合は応援するというので、可決されています。

「13 戸籍簿・身許調査等の改正を要求するの件」ですが、当時から身元調査の問題があるわけです。提案理由は、「役場又は警察官署等の身許調査書には特殊部落民たることを記入し居るを以て、之に関し如何にすべきやを決定したし」ということで、議長が「本案は将来斯かることを発見したる時は、其の都度当該官公署に対して徹底的糾弾を為すこととしては如何」と提案して、可決されています。身許調査書に「特殊部落民」と記入するということがあったのかどうか、私も奈良で1件だけ資料を見ましたが、役場にも部落とわかるように書いた資料があったようです。

ここまでが糾弾についての議論です。だから創立大会で糾弾を決めたけれども、糾弾の方法にいろんな方法がばらばらだったので、ここである程度統一するわけです。直接行動は暴力も含むが、できるかぎり言論によっておこなう、法律的保証も求めていく、水平運動史の研究では、あまりこういう問題は触れられていませんが、こういうことが大事だと思いました。

### ●改善費をめぐる

「14 人材登用の道を講ずるの件」は否決されています。反対意見として「ブルジョア専制時代の現社会組織に於ては、如何に吾々が人材登用を叫ぶも結局徒勞であるが故に、現社会制度を根本より改造するにあらざれば、到底目的は達せられない」というものです。要するに役所に部落民が公務員になるようになっても無理だと、ブルジョア社会だから無理だ、社会を根本から変えないとだめだという意見です。

次は結婚の問題です。「15 一般民より離婚されたる時は、慰藉料を水平社より要求するの件」に対しても反対意見が出ます。「差別問題は金銭で解決したくない。飽く迄も直接行動でやりたい」という意見です。結局、「各地方水平社に一任する」という修正意見が出て可決されています。こういう事件は頻発するものではないので、全国統一の基準をつくる必要はない

く、それぞれの水平社で判断すればいい、ということ

です。「17 改善論者、部外と同族とに対する態度に関する件」ですが、これは重要です。改善運動に対する考え方です。提案理由は「改善論者にして一般民と同族に対し其の態度異り、侮蔑的態度を認めたる場合は、吾等は飽く迄も糾弾すると共に、之等を打ち壊さんとす」として可決されています。

「18 部落改善費を拒絶するの件」の提案理由は「部落改善費は、吾々同族中の有産階級と一般民とを養ひ居るに過ぎず、吾々には何等の利益なきを以て拒絶の意思を表示し、政府当局へ通告せんとす」というもので、この提案は撤回されています。部落改善費は、今日で言えば同和事業費ですが、改善費によって眠り込まれるので拒否するということです。改善運動と水平運動の違いはここに表れています。ちなみに水平社が部落改善費を取ることを全国大会で決議するのは1929年の第8回大会からです。それまでは拒否の態度でした。第8回大会の頃から、部落改善費を差別の賠償金として取るという方針になり、さらに積極的に取るようになるのが1933年に部落委員会活動が方針化されたときからです。部落の要求を組織して、水平社が世話役活動をやり、行政に要求を持って行って部落改善費を取るという方針です。

「19 部落改善費を拒絶し、徹底的改善策を建議するの件」も撤回されています。水平社は改善費に対する拒否感が強く、次の「20 政府の侮蔑的改善策及び恩恵的施設に強硬抗議の件」もそうです。これは議長権限で保留となっています。

「22 部落を解放し、都会移住を期するの件」（川合水平社）という提案もありますが、これは自主解放に反するものなので否決されています。

### ●生活の問題をめぐる

次は生活にかかわる問題です。「23 部落民の商業上の連絡をとるの件」、「24 部落の経済的解放を期するため、一、水平銀行、二、水平物産取引所を設立の件」、「25 生産組合及び消費組合を設立する件」の3案が一括して審議されます。ここは、部落の生活のために水平社が何をしようとしたかがわかり、おもしろい部分です。提案理由は「特殊部落民中の無産階級者に由りて為されたる生産品は、其の無産階級者によりて消費せられつつあり。然るに特殊部落民中の中産階級以上のブルジョアは常に普通民と取引し、之を無産階級者に販売しつつありて、経済上有益なる地位にあり。」部落の中を無産者と有産者に分けているわけです。「亦部落民の無産者は一般民と取引せむとするも、資力の貧弱なる点に於て元より応ずべくもあら

ず。此点より見るに消費経済上將亦（はたまた）部落の課税の上に於て、無産者は中産階級以上の者より重税負担を余儀なくせられつつあるものと云はざるべからず。斯の如き無産者の生活難を緩和する手段として、一般民は水平社の名を以て申込みたる時は、直ちに取引に應ぜしむる等の連絡を採る方法を講ぜしとするものなり」ということで、水平銀行を設立し、生産組合、消費組合をつくろう提案ですが、24号議案の水平銀行と水平物産取引所の設立は否決されています。商業上の連絡をとることと、生産組合、消費組合の設立は可決されています。部落民の生活防衛のために、水平社はこういった経済的な問題に取り組んでいるわけです。

### ●国際連帯をめぐる

次に「57 水平運動の国際化に関する件」ですが、国際連帯にかかわることも2回大会で議論されています。提案理由は「国際的に劣等人種として差別待遇を受くるものを見るに、日本に於ては吾々同族あり、英国に於ては愛蘭（アイルランド）及び印度（インド）に、米国に於ては黒奴あり。又我国に於ける朝鮮人亦然り。近来之等の弱者は、各国共に吾々同様水平運動を起しつつある。故に吾が水平社は之等各国の解放運動者と連絡を取り、相共に提携して水平運動の達成に努めむとす」としています。イギリスはアイルランドやインドを植民地支配していますし、アメリカには黒人差別がある。また日本は1910年に韓国併合をして植民地にしています。これらの「弱者」が解放運動を起しているのを連絡を取ろうという提案ですが、「先づ英国の愛蘭、印度、及び朝鮮の独立運動者と通信交換位に止むること」という修正意見が出て、可決されています。修正されましたが、水平運動の国際連帯という点で大きな意味があります。これは奈良の柏原水平社からの提案で、おそらく阪本清一郎の案だと思えます。

これと関係して、緊急議案として「水平社と朝鮮人の提携に関する件」が提案されています。これは堺の泉野利喜蔵が提出しましたが、木本正胤（まさたね＝木本凡人）が泉野に提案させたものとされています。提案理由は「現今我が官憲は水平運動並びに朝鮮独立運動に対し苛酷なる圧迫を加へ居れるが、吾が水平社の主張は正義人道に立脚し差別待遇の解放を叫ぶに在りて、朝鮮人の主張する処と相合致するが故に、将来朝鮮人と合体して相共に人類解放運動の目的を達成せむとす」としています。米田富と泉野利喜蔵は「日鮮同祖論」と言われる、日本人と朝鮮人はもともと同じ民族だという考え方です。これは臆説ですが、水平社の幹部にはこの説を信じていた人もいて、日本と朝鮮

は、もともと同じ根っこだから合体すべしだとしています。反対意見が出ます。「朝鮮人の運動は独立に在りて、政治運動なり。吾が水平運動とは根本を異にするのみならず、朝鮮人と提携するが如きは世人の誤解を受け、水平運動の支障となるべし」という意見で、朝鮮人の独立運動は政治運動だが、水平運動は差別撤廃の運動だから政治運動ではないという考え方です。しかも、朝鮮人と提携すれば誤解を受けて、水平運動の支障になるというのは、朝鮮人に対する偏見を含んだ意見です。

この反対意見に対して、「人類は凡て平等なり。為めに無産者と無産者、虐げられてるものと虐げられたる者と相提携し運動に従事するは自然なり。本案に反対する者は、資本家政府に追従する墮落者と認めざるべからず」という意見が出て、場内騒然となり、結局、南梅吉は議長権限で保留とし、握りつぶしていません。朝鮮独立運動といっしょになるのは政治的な弾圧を受けるから、提携してはいけないという南の判断だと思えます。

### ●本願寺の募財拒絶をめぐる

次に「29 募財拒絶の徹底を期するの件」ですが、提案理由は「本件は第一回大会後に両本願寺に募財中止を通告し、同時に各部落に之を宣伝せしが、今後一層之が徹底を期する方法を定めたし」ということで、これは可決されていますが、こういう意見が出ています。「該方法は二十八号議案の自由教壇の實行宣伝により、自然目的を達するを以て、単に可決せば可なり」という意見ですが、つまり、自分たちが部落民の自由教団をつくろうと、そこまで両本願寺に対する不信感が出てきます。

### ●普通選挙・政治をめぐる

「37 普通選挙に関するの件」ですが、いまは男女20歳以上は選挙権がありますが、当時は、納税額で選挙権が与えられる制限選挙でした。大正デモクラシーのなかで、普通選挙実施の要求が盛り上がり、この第2回大会の2年後の1925年に、20歳以上のすべての男子に選挙権を与える普通選挙法が施行されますが、女性には選挙権がなく、男子普通選挙です。それに対して水平社はどういう態度をとるのか、これは政治にどう関与するのかという問題になります。提案理由は、「吾々同族が古来何等の理由なくして社会の圧迫を受け、経済の自由を奪はれたと云ふ事は皆一様に首肯し得る事と思ふ。現代の社会政策は皆ブルジョア組織であるから、吾々無産階級は圧迫せらるるのであるから、吾々無産階級にも参政権を要求することは必要なり。故に水平社の一事業として普選運動を起したしと

思ふ」というものです。これに対して、「既に普通選挙も法律も認めざる以上、吾等に於ては無産者独裁の期日を一日も早からしむるを以て足る」という反対意見が出て、この提案は否決されています。法律も信用できないので、普通選挙も信用できない。あくまでも無産階級の独裁、要するに革命的手段で社会を改革することが大事で、選挙という方法はとらないということです。

「36 労農露西亜に於ける猶太(ユダヤ)人状態視察調査の件ですが、これは社会主義の理解の問題にかかわってきます。提案理由は「現在吾等同族の境遇は猶太人と同一であるが故に、労農露西亜に於ける猶太人の情况視察員を派することとし、費用は委員付託とせられたし」という提案も、議長が握りつぶしています。ロシア革命は第一次世界大戦末期の1917年に社会主義革命がありましたが、日本では当初、社会主義者、共産主義者の革命と見られずに、ユダヤ人が起こした革命だと見られていました。しかし、1922年頃には共産党が起こした革命だということが、日本でも一般的な理解になります。では逆に、共産党はユダヤ人を圧迫しているのではないかという疑念が生まれてきたので調査しようということです。ここでは、労農ロシアに対する不信感からこの提案がされていると思います。ところが議長は「保留を宣言し、握潰し」ています。政治的なことには極力かわらないというのが南のスタンスです。

緊急議案として「徳川家一門に対する抗議の件」が出されます。「吾々無産階級に対する仇敵は、搾取階級と階級の首位にある華族とである。有馬伯、大木伯の如きは吾々部落民の為に多少尽くされたりと云ふも、実際には何等の恩恵も被り居らず、矢張吾々として排斥せねばならぬが、斯かる特権階級の内でも特に徳川一門は吾々民族差別の根元を為したるものであるから、徹頭徹尾弾劾せねばならぬ」というものです。「有馬伯」というのは同愛会の有馬頼寧、「大木伯」というのは帝国公道会の大木遠吉のことです。この提案は「本部員に於て、後日適當の方法により弾劾を為すことに決す」ということで、これは翌年、第3回大会で徳川家達に辞爵を勧告することになります。

このように第2回大会の議案を見ていくと、かなり具体的に議論しているのがわかります。この緊急議案を含めて70件ほどの案件が、当時の部落民が課題としていた、直面するテーマでした。それを水平社が取り上げて、こういう運動をやろうということになるわけです。

大会の2日目は、開会の辞のあと、創立大会と同じ「綱領」と「宣言」が朗読され、決議文が朗読されま

す。決議文の第1項目は創立大会のものと同じ、「徹底的糾弾を為す」ですが、第2、第3項目は変わっています。「一、東西両本願寺に対し募財拒絶の断行を期す」「一、政府其他一切の侮辱的改善恩恵的施設の根本的改革を促す」というもので、水平社本部が提案した、統一した考え方です。しかし先ほど紹介した議論と少し変わっているのは、「改善及恩恵的施設」を「根本的改革」するとしていて、拒絶するとまでは言っていません。改革をすれば改善費を取るという意味合いです。水平社本部には南梅吉など改善運動出身者がいて、改善費を拒絶するということは認めたくなかったもので、「改革」になったのだと思います。

### ●第3回大会の「経過報告」

「第3回全国水平社大会の件」という資料があります。これは協調会がつくった内務大臣への報告書です。協調会というのは、財団法人で内務省の外郭団体です。労働運動や農民運動、水平運動の調査を専門的にやる機関で、専門職員をおいて、派遣して調べています。この資料で第3回大会についてみてみます。

第2回大会以後の経過報告は阪本清一郎がおこなっています。「政府が地方改善の為に多くの金をつかっているがその効果がないのだ、次の事実によってもそれが立証されるのである。既往一ケ年間に於ける差別事件の惹起した件数は千百八十二件である」としています。かなり差別事件が増えています。糾弾闘争は、1923年、24年と、高松差別裁判が起こる1933年頃、という2つのピークがありますが、このときは第一のピークです。「かかる事件の多かった府県は京都府の二〇六件、大阪府の一五七件、奈良県の九十三件、三重県の一八二件、岡山の一二一件、山口県の一八六件である」として、このような府県で水平運動が盛んだったことがわかります。

「水平運動の為に犠牲となって無理解なる官憲の手によって獄に投ぜられるに至った同人は、京都田中水平社同人四名、奈良県下永事件の三五名、兵庫県の三二名、岡山県津山の九名、岡山県上道郡の二名、九州鞍手の八名、熊本県菊池郡の一名、和歌山県の五名、高崎の二九名、大阪の四名、播磨の一名、栃木県の二二名、高知県の一名である。彼等は凡てよき日の為に尊き犠牲を払ったのである」としています。「奈良県下永事件」というのは、水平社と国粋会が差別事件をめぐる対立して衝突事件となった水国争闘事件のことです。

「我国に於て水平運動に対し理解のなき処は和歌山県と兵庫県と九州である」と言っています。和歌山県と兵庫県と九州は、特に官憲の弾圧が厳しいという意味だと思います。続けて阪本は次のように述べます。

「大阪府の警官は実に乱暴であって我々の演説会を解散したり我々に圧迫を加へたりする事は平気でやるのだ。諸君、英国の現状は如何、労働党が天下をとっておるではないか。我々はこの現実を見た時には奮起して立たざるを得ないのである。然るに最近水平社内に分裂の声を聞くのである。これは実に遺憾至極である。政府の地方改善は一部の野心家を満足せしむるものであって水平社の方針に対して裏切る事が甚だ多いのである。我々は純真に進まなければならぬ。」

第3回大会前後から、水平社の本部で対立が始まります。南梅吉と栗須七郎が対立する。栗須は和歌山県出身で大阪に出て、大阪府水平社創立の立役者で浪速に住んでいました。純真で潔癖で、共産主義に近い。一方、南梅吉は保守派で、改善事業も取りたい。阪本が「地方改善費は一部の野心家を満足せしむる」もので、これが分裂の要因になっていると、南が独断的な行動をとりつつあるということを言っているわけです。だから南は挨拶のなかで、「中央委員長の職を譲りたい」と言って、委員長の職を投げ出そうとするわけです。これを泉野利喜蔵が止めるという場面も大会のなかでありました。南梅吉の保守グループ、潔癖な栗須七郎グループ、阪本清一郎・米田富・西光万吉の中間派グループ、もう一つは共産主義の全国水平社青年同盟のグループ、栗須七郎はこれに近いわけです。大きく言えば3つぐらいに分岐が始まっている時期です。

### ●第3回大会の「決議」

決議文ですが、創立大会から、2回、3回大会と、決議文が微妙に変わっていきます。第1の「徹底的糾弾をなす」というのは変わっていませんが、第2は「東西両本願寺に対する募財拒絶の断行を期し併せて其他解放の精神を麻痺せしむるが如き一切の教化運動を排す」としています。つまり募財拒絶だけではなく、教化運動、つまり支配者が民衆を教化することも拒否する、これは政府の教化運動を指していると思います。全国教化団体連合会などが1923年、24年頃からできていきます。それが部落民の解放精神を麻痺させるので拒否するということです。

第3が「政府其他一切の侮辱的改善を拒否し其の徹底的廃滅を期す」としています。改善事業については、第2回大会では「根本的改革」としていたのを、ここでは「徹底的廃滅」になっています。これはおそらく南梅吉に対して不信感を持つ人が本部の多数派であることを意味しています。政府にすりよって改善費を取るということに対する牽制です。南はこれに賛成しなかったと思われませんが、多数で押し切られたのでしょう。

以上が第3回大会の決議です。

### ●第3回大会の議案審議

いくつか重要な議案を紹介します。「綱領の一部改正の件」があります。これは、綱領第3項の「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す」の「人類最高の完成」の上に「人間相互の理解により」という言葉を挿入するという九州水平社からの提案ですが、これは否決されています。綱領は変えてはいけないと、当時の水平社の幹部は思っていたわけです。

次に、「総選挙に対する件」ですが、これは東宮原水平社、いまの大阪の日之出から提案されています。「我々水平社同人は政治に没交渉であらねばならぬ。然しながら我々も日本の国民である。日本国民は政治に参与する権利と義務を有するものである。現在の小選挙区制度にあつては我々同人は決して代議士になる事は出来ない。こんな事を考へたならば我々は政治を否定したくなる。然しながら我々は日本国民たる以上、日本臣民たる以上、個人として投票権を行使せなければならぬ。但し我々は水平運動の精神を忘れてはならない」と説明しています。苦渋の選択で、普通選挙は信用していない、代議士を部落民が出すことはできないけれども、投票権は行使するという考え方で、これは可決されています。

### ●社会運動との関係をめぐって

このころになると、労働運動や農民運動など、他の社会運動とどういう関係をとるかということが課題になってきますが、「水平運動は政党政派に超越するの件」という提案があります。水平運動は政治運動ではないと言いながら、どうかかわるのかということです。「水平運動は人間性の奪還を目的とする超批判の運動である。人間の上に人間が居ると云ふ様な社会を改造するのが水平運動の真理でなければならぬ。然しながら我々水平社同人は国民として我々の周囲を眺めた時に既成の政党は醜悪を見る事が出来るのだ。既成政党は国家の事も民衆の事も少しも考へないのである。政党は私党である。こんな政党は我々の事を少しも考へないのである。だから水平運動は政党政派に超越せなければならぬ」としています。「既成政党」というのは、地主が中心の政友会と資本家中心の憲政会という二大保守政党を指しています。南梅吉は政治家とつながって改善費を取ろうとするわけです。潔癖な水平運動は保守的な既成政党にかかわってはいけいないという提案がされます。このころはまだ無産政党はできていません。1925年に労働農民党、日本労農党、社会民衆党ができますが、無産政党がない時代に水平社

が政治に関与しようとするとは既成政党しかないわけですが、それを断とうという提案で、満場一致で可決されます。

そのほか、「少年水平社全国大会開催の件」や「水平社未設地開拓の件」、また、「印度のガンジー氏に出獄祝の電報を発するの件」が提案されます。これは「水平運動の国際化」の具体化ですが、水平社のなかではガンジーに対する評価が高い。無抵抗運動でイギリスの支配に闘うということに共鳴している面が強い。また、「労農ロシア即時承認の件」があります。1922年に日本共産党ができ、第3回大会になると、共産党に入っている人もいます。これは木村京太郎が提案して、高橋貞樹が賛成演説をし、最後に山田孝野次郎が「我々は人間の完成を考へて、ユダヤ人の国家を承認せなければならぬ。これ即ち人間礼讃である」と演説して満場一致で可決されます。水平社が政治に関与するかどうかで、だんだん議論が分かれていき、水平社の分裂の要因になります。

### ● 衡平社との連帯をめぐる

水平運動の国際化の関連で、朝鮮の衡平社との関係が出てきます。「朝鮮の衡平運動と連絡を図るの件」が群馬県水平社から提案されます。実際は平野小劔が提案させたものとされます。国際連帯の具体化の始まりです。「朝鮮には被差別階級たる白丁がおる。彼等は一般の朝鮮人から差別の待遇を受けておる。彼等は衡平社を組織したのである。衡平社の綱領は水平社の綱領に似ておる。我々は衡平社と連絡をとりたのである」と提案したところ、九州から「君は衡平社の内容及びその性質を知っておるか」と言ったので、提案者は「憤慨して馬鹿と一喝」し、九州側も憤慨して、満場総立ちとなった。提案者は失言を取り消したのでようやく収まり、平野小劔が「朝鮮衡平社から東京朝鮮労働同盟の金氏を通じて水平社に厚意を寄せた」と賛成演説をして可決されました。

次に「内地に於ける鷄林同胞の差別撤廃運動を声援するの件」です。「鷄林(けいりん=ケリム)」というのは、新羅(シルラ)の首都で、いまの慶州(キョンジュ)のことです。そこから意味がひろがって新羅全体、さらに朝鮮全体を指すようになります。「鷄林同胞」というのは「朝鮮同胞」ということです。この提案は木村京太郎からされましたが、「鷄林」という言葉は、木村が木本凡人から聞いたと言われています。「内地に居住しておる鮮人は内地人から差別的待遇を受けておるのだ。彼等は人間らしい待遇を受けておらないのだ。我々はこんな不合理な事をなくする様にせなければならぬ。此の意味に於て彼等の差別撤廃運動に声援したいのである」というのが提案理由で

す。「鮮人」という差別語が使われていますが、木村が「鮮人」という言葉を実際に使ったのかどうかはわかりません。協調会側が発言を記録するときに「鮮人」と書いたのかもしれませんが。木本凡人や木村が「鮮人」という言葉を避けて「鷄林同胞」を使ったとも考えられます。ここでまた九州側から意見が出ます。「彼等は白丁を虐めておるのだから彼等に白丁を虐めてはならぬと警告文を発したい」というもので、この九州の意見を包括して議案は可決されます。

同じく緊急動議として「鮮人取扱ひに関して政府に警告するの件」というのが出されます。なぜこういう案件が出されたかという、前年の1923年9月に関東大震災が起こり、その際に朝鮮人が多数虐殺されています。朝鮮人も部落民と同じく差別されているから同胞だという考え方で、これは第2回大会でも泉野利喜蔵が言っていました。ただ、朝鮮人でも白丁を差別しているのだから、それに対する警告は発しようということです。白丁に対する差別の問題も重視しつつ、この案件は可決されています。

### ● 徳川家達への辞爵勸告

糾弾の方法については、第3回大会ではあまり議論されていません。「小学校に於ける差別待遇撤廃に関する件」ぐらいで、第3回大会では運動課題の広がりが見られます。

第2回大会の徳川家への抗議は、第3回大会では「徳川家一門に対し位記返上を勧告するの件」として、九州水平社から提案され、松本治一郎が賛成演説をします。「九州の御大松本は賛成演説をやった」と、松本の発言を記録しています。「我国は皇室中心主義で行かねばならぬと誰れでも云ふが、そこには矛盾がある。それは徳川家の如きものが存在するから矛盾が生ずるのである。畏(かしこ)くも明治大帝が明治十五年一月十四日に陸海軍軍人に勅諭を賜ったが、その勅諭を拝読すれば徳川將軍は如何に僭越な事をおったかと云ふ事がわかる。徳川家達(いえさと)は貴族院議長として時めいておるが、彼の祖先は強盗の大頭目であったのだ。強盗の大頭目であるものの子孫に位記返上を勧告するのは当然である。勧告方法は委員が東京へ行く、そして徳川に面会を求める、そして徳川が我々に面会すれば、我々はその由を述べて位記返上の勧告をする、若し彼が我々に対して面会を拒絶したならば、我々はその由を書いて郵送する」ということで、満場一致で可決しています。以後、この通りの行動をとるわけですが、徳川家達を暗殺しようとしたということで、松本治一郎は入獄し、松本源太郎という人は獄中で亡くなるという大きな事件に発展します。

松本治一郎が初めて水平社の大会に参加したのはこの第3回大会です。このころから大物として認められていたわけです。

### ●政治との関係をめぐって

最後に、水平社の政治的スタンスが変わることについて見ておきます。「水平社はあらゆる社会運動に参加するの件」が提案されます。第2回大会では、政治運動に水平社は超越する、ということでしたが、ここでは「参加する」と、左翼的な意味になります。「水平社員の大部分はプロレタリアである。水平社の第一期は精神的の運動であって第二期は経済的の運動でなければならぬ。此の世の中は搾取階級と被搾取階級との闘争でなければならぬ。我々は被搾取階級と相提携して、共同の戦線にたたなければならぬ」という理由で、この件が提案されます。このころは、労働組合、農民組合ができ、無産政党結成の過程の時期です。また、水平社自身が労働争議や小作争議に参加し、部落の中に労働組合や農民組合をつくって運動をするという段階になります。2回大会に比べてかなり左翼的な方向になります。

こういった様々な流れのなかで、1924年10月に「遠島スパイ事件」が起こります。遠島哲男という警察のスパイだとされる人と水平社の幹部とが繋がっていたとして、南梅吉は委員長罷免、平野小劔は権利停止（実質上の除名）、米田富は陳謝、という処分になり、第4回大会から共産主義の勢力と阪本清一郎や泉野利喜蔵といった社会民主主義勢力が中心になって水平社本部を形成します。ところが第4回大会以降は、アナ派という無政府主義のグループも出てきて、ますます混迷を深めていきます。水平社が統一を図るのは第8回大会です。そして1930年代に高松差別裁判糾弾闘争や部落委員会活動で発展するわけです。

以上、今日は初期水平社だけの話になりましたが、必要ならば、中期、後期のことも質問で出していたいただければと思います。

### ●質疑応答

友永 資料の出典を教えてください。

朝治 第2回大会は、『部落解放史ふくおか』に掲載されたもので、もともと中村拮三さんが所蔵されていたものです。第3回大会は部落問題研究所編の『水平運動史の研究』第2巻・資料編・上です。

〇〇 第2回大会では、各地で水平社ができていますが、どれぐらい組織されていきましたか。

朝治 まず全国水平社ができて、府県水平社ができます。4月に京都府水平社、埼玉県水平社、三重県水

平社、5月に奈良県水平社、8月に大阪府水平社ができます。全国水平社ができ、府県水平社ができ、各地域に水平社ができるというパターンが多い。第2回大会で議案を提出しているところは、ほぼ1922年にできています。23年にかけてひろがってできています。

〇〇 関東から西にかなりできていたんですか。

朝治 関東、中部、近畿、中国、四国、九州。九州は宮崎県と鹿児島県はないですが、それ以外の県には水平社ができています。山陰は島根はないですが、鳥取にはできています。福井県はできていますが、石川、新潟、富山はできていません。

友永 大阪は、大阪府水平社以外に、いくつできたんですか。

朝治 大阪は47地区のうち6割ぐらいに水平社ができています。

友永 第2回大会では「水平社大学」をつくれという夢みtainな提案がありますね。否決されてますが、みんないろいろ思いついてますね。「水平社図書館」とか。

水平社の大会は最後まで、こういう形式ですか。いまみたいに本部提案をやって議論するというようになっていませんか。

朝治 第4回大会から本部提案がほとんどになり、各府県が若干提案します。いまのような長い文章で本部から提案するようになったのは、第6回大会からです。

友永 ファシズムとの関係ですが、1937年の日中戦争までは水平社も反ファシズムを掲げているけれども、日中戦争の段階で、戦争に協力せざるを得ないということで転換しますが、ファシズムを食い止めるために水平社が果たした役割というのは、客観的に見て、どのように評価できるのか。水平社もよくがんばったと言えるのかどうか。それと、戦争責任の問題。私は3つの流れに分かれたと考えている。心底協力した人と、偽装転向の人と、最後まで旗を下ろさなかった人。

水平社がファシズムを食い止めようと努力していたことをどの程度評価できるのか。1937年以降、水平社が全体として巻き込まれたとして全否定するのか、ちょっと中身を分けて考えないといけないのではと思いますが、そのへんはどうですか。

朝治 水平社が反ファシズムの姿勢を示すのは1933年ですが、1931年の第10回大会にもそういう議案は提案されています。ただ、そのときは社会ファシズムに対する批判ということで、社会民衆党もファシズムに協力しているから叩く、という、いわば身内を叩く論

理も含まれていたけれども、反ファシズムの姿勢は1931年に示しています。ドイツのファシズムに抗議を出すのが1933年。私は高松結婚差別裁判というのは、一種の反ファシズム運動だと思います。右傾化していくなかで、あれだけ大きな闘いをやってファシズムの動きを一定程度食い止めた意味はあると思います。あれは糾弾闘争であり、部落委員会活動ですが、一種の反ファシズム闘争と言えるのではないかと思います。

もう一つ大きいのは、1936年に松本治一郎が国会議員になり、華族制度の改革を求めたのと、無産派議員を糾合したこと。松本は当時、政党に属してなかったけれども社会大衆党にいちばん近かった。共産主義でもないし右翼でもない、中間派の少し左寄りのグループです。そこが中心となって議員を集めて、反ファシズムの動きをつくって行って、議会のなかで闘った。これは水平社の動きとして評価できるのではないかと思います。具体的には、勤労者の権利を擁護するか、華族制度の改革とか、松本なりの反ファシズムの運動だと思います。コミンテルンが第7回大会で反ファシズム統一戦線を提案しますが、その大事なところは、共産主義者だけが反ファシズムの闘いをやるのではなく、社会民主主義や自由主義も含めて統一戦線をつくろうというところに意味があるのですが、それを松本は読んでいたらしい。野坂参三の「日本の共産主義者への手紙」に、良心的な自由主義者も含めて反ファシズム統一戦線をつくりなさいと書いているのですが、それを松本が読んで実践に移したのではないかとされています。藤野豊さんはそういう評価をしています。

だから、水平社は1931年から反ファシズムの姿勢を表して1933年の高松闘争が反ファシズム闘争として位置づけられること、松本が無産派議員を糾合して、自由主義者まで含めて組織しようとしたこと、これは反ファシズム運動として評価できるのではないかと思います。

戦争協力の話はデリケートな問題ですが、友永さんの言うように、戦争協力をほんとうにやったグループと、いやいやついていったグループ、ほんとうは共産主義などの思想を持ちながら偽装転向的に協力したグループという、そういう評価をしています。大枠でまちがいないと思います。しかし、戦争に勝つことが差別をなくすことだという論理をなぜつくったかということが重要です。この問題は、総力戦という考え方をもち込まざるを得ない。つまり、戦争というのは軍事力だけではなく、経済・政治的統合、思想など、国家のすべての能力を戦争遂行のために使う。そのときには、一定、社会保障も前進するわけです。いまの国民健康保険、医療保険は戦時期の1938年にできていま

す。戦争遂行のためには国民の同意を取り付けないといけないので、国民生活を一定引き上げる。戦争に勝つことで国民生活がよくなるという期待が生まれる。労働組合も水平社も含めて、それにだまされたというか、乗ったというか、だから、戦争に勝って差別をなくすという論理をつくったのは、総力戦だと思います。戦争に協力したかどうかという表層的なことよりも、なぜ協力したのかという論理を解くことが大事で、まだ説得力のある研究が出されていません。

友永 大阪の市民交流センターが2年先に廃止という動きがありますが、いろいろおもしろい動きがあって、5月の議会でいわゆる市政改革プランを、市民の意見をちゃんと聞き、拙速にするな、という決議を大阪市会で通した。それに維新の会だけが反対して、他は全部賛成した。幸い市民交流センターの問題は、維新の会もまだ態度がはっきりしていないが、他は共産党も含めて残す方向に賛成している。だから、もし橋下路線がファシズム的な危険性をもっている勢力と考えたら、これは反ファシズムです。地元で全部の議員に要請しているんです。うちも2回か3回、維新の会の議員も含めてすべての議員に要請しています。結果はどうなるかわかりませんが、これは大事な取り組みだと思っています。橋下市長は世論調査では6割から7割の支持があるわけですが、具体的な問題で利用者といっしょに働きかけていけば、ある程度の動きはつくれるんです。だから、松本治一郎さんがやったように、いろんな勢力を糾合して、日本が戦争にいかうとする方向を食い止めようとした努力は大事だと思います。

〇〇 いまの話からはずれませんが、第2回大会で「新聞紙上に謝罪広告を掲載せしめたるもののみにて約二百六十件」とあります。差別をしてすみませんでしたという広告を載せたわけですが、いまでは考えられませんが、なぜこういうときに、こういうことができたのか。

朝治 水平社は謝罪させるときに、「解放令」を使っています。明治天皇の「御聖旨」、明治大帝が畏くも出してくださった「解放令」があるにもかかわらず差別をしている、だから差別を反省させる論理には、それが天皇制を冒しているという論理が含まれていたわけです。謝罪文には「御聖旨に背き」という言葉がよく出てきます。ほんとうに謝罪しているかどうかかわからない。なかには、うるさいから書いておいたらい、というのも多い。形骸化していくから、謝罪状をとるのは減ってきます。

印刷された謝罪状としては、1922年7月に奈良の高田の部落で、風呂屋が部落民の入浴を拒否した差別事件の謝罪状が最初で、新聞広告では1922年9月で、これも奈良です。謝罪状や謝罪広告は奈良から始まったのではないかと考えています。糾弾と謝罪がなぜセットになったのか追求すればおもしろいと思います。

友永 謝罪というのは差別のとらえ方から来ている。古い意識にまだとらわれている人間が差別を起こしたわけだから、その人に反省してもらおう。明治維新のあと、「解放令」が出されているのに、差別を起こした、それは遅れた意識を持っている人間がいるからだ、というとらえ方です。すると反省を求めます。反省の表し方が新聞広告になったのは、部落解放運動だけがそういうことをやったのか、一般的に、反社会的なことをやって個人に迷惑をかけた場合、謝罪をさせて新聞広告を載せるという風潮があったかもしれない。

堺の協和町で榎本さんという市議員がおられました。青年部ができたときに勉強会の講師として協和町へ通っていたとき、まだ現役でおられました。「わたしは水平社の運動をやったけど、先輩から教えられたのは、差別した人間を見つけたら、黙ってたらあかん、ぶん殴ってでもええから、謝らさないといかんと、教えてもらった」と言われていたことを覚えています。初期の運動で、直接行動というのは、殴るのも含まれていたと思う。

朝治 関東の資料には、差別者の自宅に夜に行く。それまでにみんな酒を飲んでいて、自宅に上がり込んで、謝れと。謝らなかつたら殴る。それが普通。傷害事件、脅迫事件になるので、第2回大会でこういう議論になったと思います。

友永 このような警察の記録というのはすべての大会にあるわけですか。

朝治 水平社の大会資料は運動側のは全部ありますが、こういう形で、どんな議論がされたかを記録したものは、だいたい官憲資料、運動側資料で見ることができます。『水平運動史の研究』の資料編、『部落問題・水平運動資料集成』、それに不二出版の復刻資料で、ほぼ追えます。

〇〇 レジュメに「部落民＝民族という規定」とありますが、これについて。

朝治 水平社ができた頃は、水平社の幹部のなかでも、部落民とは何者か、ということが一定していなかった。泉野利喜蔵などは朝鮮民族と同じ差別された民族だという理解で、平野小劔は部落民は一つの民族だ

と言うわけです。案外、今日と違って、部落＝民族というとらえ方の人が多かったということです。また、身分＝階級というとらえ方もありました。階級というと普通は資本家階級とか労働者階級とか言いますが、江戸時代の身分のことも階級ととらえる理解が強かった。部落を階級ととらえるととらえ方と、民族ととらえるととらえ方があって、部落が封建時代の身分だということととらえ方が出てくるのは1925、26年頃です。27、28年頃には「部落＝身分」ということで統一されますが、初期水平運動の頃には混沌としています。「部落＝民族」だから国際連帯という考え方も出てくるわけですが、身分というとらえ方に統一されるのは、コミンテルンの27年テーゼ、「日本問題に関するテーゼ」ですが、ここで日本の封建制を身分で表す。そういう共産主義の影響から「身分」という概念が出てきたと思います。そのあたりも研究があまりなくて、最近は関口寛さんなどが研究されてます。

司会) それでは今日はこのへんで終わります。次回は7月22日、水平社博物館の見学と柏原地区のフィールドワークです。朝治さん、今日はどうもありがとうございました。皆さん、どうもご苦労さまでした。

## 公益財団法人住吉隣保 事業推進協会の動き

### 公益財団法人住吉隣保事業推進協会に対する 2012年度・賛助会員の入会のお願ひ

公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
理事長 友永建三

平素は、なにかと当財団の取り組みに関しまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公益財団法人住吉隣保事業推進協会は、当財団の目的、事業に賛同する個人、及び団体に賛助会員の入会の取り組みをすすめています。

賛助会員入会の取り組みは、今日まで当財団がすすめてきました地域社会における生活の改善及び向上を図るための各種の事業や、あらゆる差別の撤廃にむけた地域住民の人権意識を高めるための取り組みを、「公益財団法人」取得後も当財団の事業展開を効果的に実施していく上で必要不可欠な安定した経済的基盤となるためのものです。

つきましては、みなさんの積極的なご理解とご協力のもとに、是非とも、賛助会員に入会していただくことをお願い申し上げます。

(1) 個人会員 一口 3,000円(年間)

(2) 団体会員 一口 10,000円(年間)

賛助会員は、次の特典を受けることができます。

- (1) 当財団が発行する「財団通信」を無料で配布を受けることができます。
- (2) 当財団の出版物を割引価格で購入することができます。
- (3) 当財団が主催するセミナー、講座等に割引料金で参加することができます。

※詳細に関するの問い合わせは、  
担当、公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
事務局 前田 雅之までお願いします。  
電話06-6674-3732  
FAX06-6674-7201

## 「全国水平社90年の運動から学ぶ」 連続講座

本年は全国水平社創立90周年という節目の年にあたります。このため、4月から12月まで、月一回「全国水平社90年の運動から学ぶ」住吉地区連続講座を開催しています。主催は、財団法人住吉隣保事業推進協会、部落解放同盟大阪府連住吉支部を中心に関係団体で構成する実行委員会です。これまで、4月22日(日)には、高山文彦さんをお招きして「全国水平社創立90周年と松本治一郎」をテーマに講演会を開催しました。5月27日(日)は、「水平社宣言について」をテーマに、部落解放・人権研究所理事の友永健三さんから、6月24日(日)には、「初期水平社の思想と運動」をテーマに、リバティおおさかの学芸員である朝治武さんから報告を頂きました。7月22日(日)には、水平社博物館の見学と柏原地区のフィールドワークを実施しました。

以上の講座やフィールドワークを踏まえ、8月以降10月まで、以下の日程で例会を企画しています。つきましては、皆様の積極的なご参加をお願いします。

テーマ：「戦後の部落解放運動  
～再建から1980年まで」

日時：8月26日(日)午後1時～3時

会場：市民交流センターすみよし北201

講師：渡辺俊雄(全国部落史研究会 運営委員)

参加・資料費：500円

内容：部落解放全国委員会の結成から1985年前後まで、戦後の部落解放運動の歩みを学ぶ。ポイントは、1)行政闘争と運動の拡大、2)同対審答申と特別措置法、3)相次ぐ差別と運

動の広がり。部落解放・人権研究所が制作した人権啓発DVD「部落解放運動の歩み一人間は尊敬すべきもの」の戦後編Iを見ながら、具体的な事件・出来事を通して、今日の社会を築いた部落解放運動と、多くの人びとの努力について学ぶ。

テーマ：「戦後の部落解放運動  
～1980年代から今日まで」

日時：9月23日(日)午後1時～3時

会場：市民交流センターすみよし北201

講師：谷元昭信(前・部落解放同盟中央本部書記次長)

参加・資料費：500円

内容：1980年代からの部落解放運動は、部落解放基本法制定運動や国際人権運動に本格的に乗り出し、第3期の運動を創り出してきた。解放運動史上、運動的にも組織的にも最も高揚した時期であると同時にさまざまな困難に直面してきている時期でもある。

全水90周年を機に、新綱領の具体的実践による真の社会連帯を実現するために、この間の部落解放運動の正負の遺産を真摯に検証し、新たな部落解放運動のあり方を共に学び合う場にする。

テーマ：「これからの部落解放運動」

日時：10月28日(日)午後1時～3時

会場：市民交流センターすみよし北201

講師：赤井隆史(部落解放同盟大阪府連合会書記長)

参加・資料費：500円

内容：飛鳥会事件以降、部落解放運動は冬の時代に突入したといわれており、解放運動史上、もっとも厳しい時代に直面していると言っても過言ではない。こうした厳しい時代にあって、大阪府連では部落解放運動の総合的展開と銘打ち取り組みのスタートに向けた、準備が着々と進行してきている。それは、府連と支部との新たな関係の構築や社会的起業の立ち上げなどであり、従来の解放運動の枠をこえた新たな実践の試みがいよいよ本格化しつつある。こうした新たな展開を迎えた部落解放運動について、共に学びあう場とするための講座を開催する。

### 問い合わせ・お申し込み

「全国水平社90年の歴史から学ぶ」

住吉地区実行委員会事務局

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21

大阪市立市民交流センターすみよし北

TEL: 06-6674-3731 / Fax: 06-6674-3710